

平成18年度

社会福祉法人無量壽会 事業計画

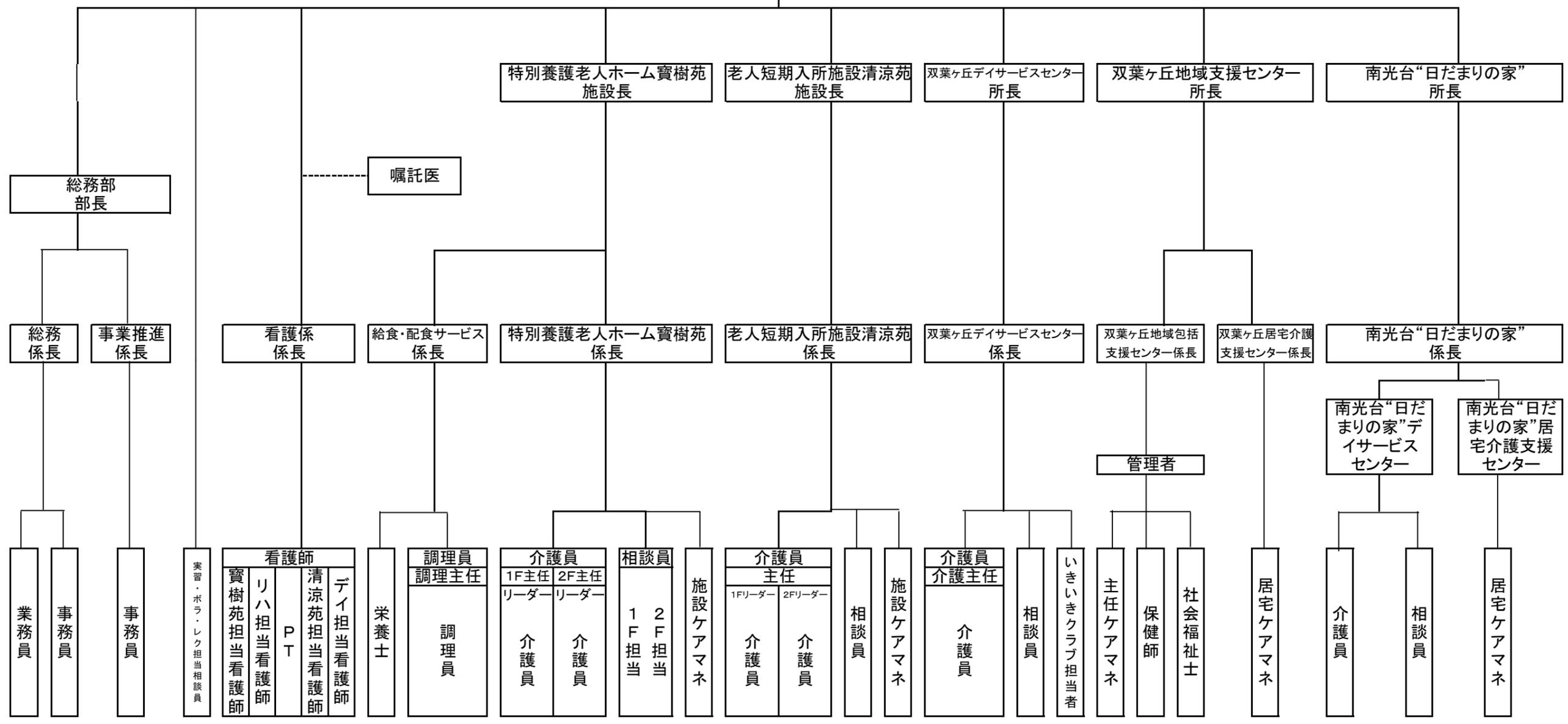
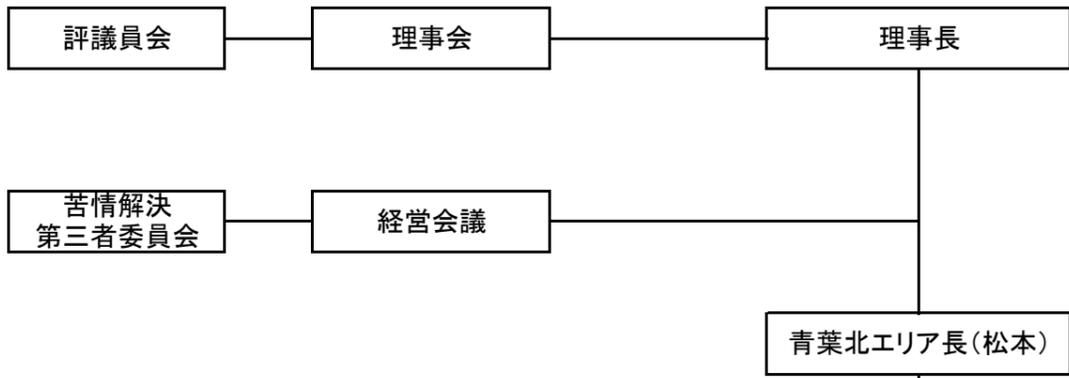
平成18年度 社会福祉法人無量壽会 事業計画 目次

事業名・部署名・委員会名	ページ
経営理念	P 1
平成18年度組織図	P 2
平成18年度事業方針	P 3
特別養護老人ホーム 寶樹苑	P 4～
老人短期入所施設 清涼苑	P 7～
双葉ヶ丘デイサービスセンター	P 9～
巡回型デイサービス事業	P 11
双葉ヶ丘地域包括支援センター	P 12～
双葉ヶ丘居宅介護支援センター	P 15～
看護	P 17～
給食・配食サービス	P 19～
南光台“日だまりの家”デイサービスセンター	P 21～
南光台“日だまりの家”居宅介護支援センター	P 23～
本部（総務・業務）	P 25
本部（事業推進）	P 26～
実習・ボランティア・レクリエーション	P 31
介護事故防止委員会	P 32～
身体拘束廃止委員会	P 34
苦情解決第三者委員会	P 36
安全衛生委員会	P 37

社会福祉法人 無量壽会

《 経 営 理 念 》

1. お客様は常に主役の座にある。
2. サービスに始まり、
サービスに終わる。
3. 私たちは全員営業マンである。
4. 高い達成目標を掲げ、
日々精進する。



社会福祉法人 無量壽会

平成18年度事業方針

《スローガン》

私たちはプロ意識を持って、お互いに連携を図りながらサービスに努めます。

《事業方針》

1 新介護保険法に着目して、地域に密着した介護サービスに努めます。

- ・新介護予防給付
- ・地域包括支援センター新規事業の取り組み

2 高齢者の皆様が「ありたいと望む生活」を送ることが出来るようお手伝いします。

- ・介護事故防止
- ・身体拘束の廃止
- ・個人情報の保護
- ・個別ケアの充実
- ・高齢者虐待ゼロ宣言
- ・記録の充実→情報開示

3 初心を大切に自己の向上を目指します。

一人ひとりが高齢者の介護を、職業として選んだ初心に帰って、プロ意識を自覚し、高齢者の皆さんの笑顔にお会いできるよう努めます。

事業名： 寶 樹 苑

I. ユニットケアの推進、ケアの充実

これまでのユニットケアを継続させると共に、ゆとりある家庭的な雰囲気を目指し、個別ケアに重点を置いたケアの提供に努めます。

(1) ユニットスペースの充実

- ・ 利用者が、落ち着いてくつろぐことのできる居間づくり・空間づくりを目指します。
- ・ 事故防止のための環境整備・職員配置を検討し、安全性を重視した生活を目指します。

(2) 個々の生活パターンに添った生活援助

- ・ 各ユニットの特徴を踏まえ、利用者個々の生活パターンに重点を置きます。
- ・ 必要に応じた業務分担・シフトの見直しなどを実施し、改善に努めます。

(3) ケアプランの充実

- ・ 家族との連携を図りながら、各職種職員が情報収集・情報整理をきめ細かに行ない、適切なケアプランに繋がります。
- ・ 著しいADL低下や、身体的・精神的な様態変化があった際は、迅速に状態変化に応じた正確なモニタリングとケアプラン内容の見直し・変更を行ないます。
- ・ 本人・家族の意向・希望をプランに反映させ「家族のカンファレンスへの参加」の継続と促進を図ります。

サービスの質の確保

(1) 介護事故防止

- ・ 事故・ヒヤリハット報告書のデータを収集し、原因の分析をすると共に、カンファレンスや日頃の生活パターンより、「事故想定リスト」を作成して事故防止につなげます。
- ・ 緊急時の対応、事故後の迅速かつ適切な対応の為、マニュアルを調整・整備し、常に「介護事故に対する危機感」を意識して「事故防止対策」を周知徹底致します。
- ・ 事故の再発防止の為、事故後早急に、フロア毎の「緊急対策会議」を開催し、実地検証、正確な状況の確認、要因分析、再発防止への職員一丸となった動きを致します。

(2)身体拘束ゼロ

- ・福祉用具の活用、業務・職員対応の見直しや改善により、利用者の行動が制限されることのない生活を支援します。
- ・家族と密なコミュニケーションをとることで、身体拘束が与える身体的・精神的・社会的弊害への理解を共有し、ゼロを継続していきます。

(3)感染症管理体制の強化

- ・感染症対策マニュアルを再検討し、予防対策・発生後対応方策について苑独自のフローチャート等作成し、予防と拡大防止に繋がります。

(4)看取り介護の充実

- ・利用者に対し、医師が終末期にあると判断した場合、本人・家族の要望・意志を尊重しながら同意を得た上で、話し合いを持ちながら、苑の中でできるだけ安らかな状態で終末を迎えられるよう、看護師・介護員・相談員・栄養士が中心になり連携して「看取り介護」を実施いたします。

(5)リハビリの充実

- ・理学療法士・看護師による身体機能の維持及び低下防止に努めます。
- ・リハビリ担当者会議を実施し、他職種との情報を共有して本人・ご家族の相談に応じます。
- ・個々の状態・ADLの変化を的確に把握してリハビリメニューの作成を実施し、残存機能の活用と廃用症候群の予防に努めます。

Ⅲ. 記録の充実

(1)正確・迅速・解りやすい記録

- ・介護状況や健康状況、ケアプラン等について、正確に、誰が見ても解る記録を行なうよう努めます。

(2)情報開示・第三者評価

- ・常に第三者を意識し、記録の充実を図ります。
- ・要望や苦情についても細かく記録し、対応についても正確に残します。

(3)個人情報の保護

- ・職員一人ひとりが個人情報を扱っていることを意識し、書類の管理の徹底と適切な処理、パソコン情報のリスク管理、問い合わせに対する適切な情報開示に努めます。

IV. 職員教育

(1) 内部研修・外部研修への積極的参加

- ・ 内部研修、外部研修に積極的に参加することにより、専門性の向上、ケアの充実
自己のスキルアップに努めます。

(2) 研修報告、他職員への伝達研修、周知徹底。

- ・ 研修後の伝達研修・報告会を充実させ、得た知識を広く全職員で共有し、取り組
んでいく事柄については周知徹底していきます。

(3) 基本的知識・技術の習得への努力、定期的勉強会の実施。

- ・ 基本に忠実なカリキュラムを元に新人教育を行ないます。
- ・ マニュアル一辺倒ではなく自分で感じ、考えることの出来る職員の育成を目指し
ます。
- ・ 利用者と生活を共にする中から、大切な気づきを引き出し、利用者の生活に反映
出来るよう努めます。
- ・ 常に問題意識を持ち、重要な事柄について勉強会を実施します。

(4) 職種間の連携

- ・ あらゆる職種ときめ細かに意見交換し、連携を深めることにより、より良いサー
ビスへ繋げ、ご利用者の安定した生活支援を行ないます。

事業名： 清 涼 苑

重点項目

17年度後半から、『ユニットケア』の取り組みを開始しております。今年度もサービス内容の検討を重ねながら、更に充実して、ご利用の皆さんに満足して頂けるよう全職員が、レベルアップに努めます。

改正された介護保険法にもある、短期入所施設として対応すべきメニューについては積極的に受け入れる。

I. サービス内容の充実

1. ケアプランの充実

ご利用者、ご家族の希望に添ったサービスを提供するため、担当する居宅介護支援事業所ケアマネジャー、苑内各職種との連携を図り、希望に沿ったケアプランを立て、全職員が統一したサービスを提供いたします。

2. ユニットケアの充実

昨年度後半より取り組みを開始したユニットケアに関しては、小単位ケアにあたることにより得られるプラス面を伸ばし、それぞれのユニット独自の取り組みを展開していきます。

- ご利用者と、よりなじみの関係を築き、ご利用者1人1人の思いやニーズに対応できるよう個別ケアの充実を図ります。
- ご利用者1人1人の生活の自立支援を大切にしながら、ご利用中の生活の満足度を高められるような取り組みをめざします。
- リーダー会議・ユニット会議を開催し清涼苑全体での情報共有に努めます。各ユニット間で基本を大切にされたスキルアップを図るよう教育体制の充実を目指します。

3. 看護ケアの充実

看護師が中心となりご本人の健康管理、異常の早期発見に努めるため必要な相談・助言を行うとともに主治医・訪問看護師等、関連機関との連携を密に行います。

4. 生活リハビリの取り組み

在宅生活を中心とする利用者のADL低下を防ぐため、生活リハビリを取り入れます。また、専任スタッフによるアクティビティ提供の充実を目指し、利用時の生活の活性化を図ります。

Ⅱ. 他職種（他業種）との連携

在宅サービス提供事業所という位置づけを意識して、他事業所との連携を図り、ご利用者の皆様のサービス向上に努めます。

Ⅲ. 緊急時対応対策、感染症対応対策

緊急時の対応、感染症発生時の対応について、マニュアルを整備してフロア会議などで勉強会を設け、全職員が対応策について、周知して早期の対応に努めます。

Ⅳ. 介護事故防止・身体拘束の廃止

安全・安心な介護を目指し、落ち着いたサービスに努めます。特に薬に関する事故防止に重点を置き、対応策を検討・実施いたします。

介護事故防止委員会の報告内容の分析を行い、つねに全職員が事故を他人事とせず、同じ事故を繰り返すことのないように意識付けを図ります。

また、当苑利用時の身体拘束開始は、原則禁止といたします。在宅生活からの継続拘束に関しては、代替のケアの提案をさせていただくなどの対応をし、緊急やむをえない場合以外の身体拘束はいたしません。

Ⅴ. 教育・育成体制の確立

内部研修・外部研修に積極的に参加し伝達研修を行い、職員全員のスキルアップを図り、質の高いサービスの提供に努めます。

事業名 : 双葉ヶ丘デイサービスセンター

重点項目

I. 介護保険制度の改正に伴うサービス内容の見直し

(1) サービス内容の変更について

H18年度の介護保険制度大幅改正に伴い、新たに「新予防給付」として「介護予防通所介護事業」が始まります。当法人としては今まで御利用頂いている方々の継続的な利用を支援し、また今後要介護認定を受けた方を幅広く受け入れるため、介護保険給付としての「通所介護事業」・新予防給付としての「介護予防通所介護事業」を並行して実施していきます。

「介護予防の視点」を基本としつつ、ご利用者が主体的・自発的にデイサービスをご利用頂けるようサービス内容の充実を図ります。余暇活動内容も含め御利用者の趣味や希望に応じた個別もしくは集団プログラムを実施します。

- ・ 介護保険給付事業：通常規模型通所介護事業所として継続します。
 - 要介護度1～5の方を対象に、送迎・入浴・食事・レクリエーション等のサービスを提供します。身体機能の維持や改善に繋げるようメニューの充実を図ります。
- ・ 新予防給付事業：要支援1・2の方を対象に今まで通りの継続した利用が出来る体制を整えます。
 - 送迎・入浴・食事等「共通サービス」の提供の他、「選択的サービス」として下記の内容のサービスを提供します。
 - さらに充実したサービスの提供を図り、「介護予防」に繋がります。
 - 【4月～9月】「アクティビティ加算」の対象となる、集団的なレクリエーション等のプログラムを通して身体機能の維持を図ります。
 - 【10月～3月】「運動機能向上加算（機器を使用しない経運動）」「栄養改善加算」「口腔機能向上加算」の対象となる事業を行い、より専門的な個別のプログラムを実施します。

(2) 営業日について

「祝祭日営業」の他、H17年度から開始した「土曜日営業」・「祝祭日営業」・「年末年始営業（1月1日は除く）」については今後も継続して行います。これまでと変わらずにご利用者の皆様・ご家族の皆様の希望やニーズにお応えできるようなサービスを提供致します。

II. 職員間（職種間）・関係機関との連携の強化

- (1) ご利用者・ご家族のニーズや希望に沿ったサービスの提供を念頭に、より安定した在宅生活を支えるサービス事業者として、ケアマネジャー（居宅介護支援事業所）・地域包括支援センター等関係機関とのさらなる連携を図ります。また、法人内部においては清涼苑・双葉ヶ丘居宅介護支援センター・双葉ヶ丘地域包括支援センターとの連携も図りより継続的な統一されたサービスの提供に繋がります。
- (2) 相談員・介護員・看護師・健康運動指導士など、各職種が専門的な観点からご利用者と関わる中で、日々連携と情報の共有を図り統一された、又継続的なサービスの提供に繋がります。
- (3) ご家族他、関係機関・内部職員との連携の強化、情報の共有化を図り、更に個別のニーズに即したサービスの提供、ひいてはケアプラン内容の充実を図ります。

III. 介護事故防止・身体拘束廃止に対する取り組み

- (1) 介護事故を未然に防ぐための対策として、ご利用者の体調の管理・体調の変化に迅速な対応・職員間の連携の強化を図ります。その他「介護事故防止マニュアルの整備・緊急時対応マニュアルの常日頃の確認・職員間の迅速な報告・連絡／情報共有の強化・介護明細等記録の充実」を行います。
また車椅子・歩行器・椅子などご利用者の身体状況に合わせた福祉器具の提供を行い、より安全にご利用頂ける環境を整えます。
万が一の緊急時に備えてご家族との連絡体制の確認・職員間の連携／役割分担の再確認を定期的に行いより迅速な対応が出来る体制を作ります。
- (2) 「高齢者虐待ゼロ宣言・権利擁護」を基本に「身体拘束ゼロ」を継続します。
事故防止のための安易な方策として身体拘束を実施することなく、安全に過ごして頂けるための方法を検討します。

IV. 適切な情報の管理について

- (1) ご利用者に関わる情報（ケースファイル・ケアプラン・介護明細等）の適切な管理を通して情報保護に繋がります。また職員間・各担当者との情報交換においても必要な情報のみとし、適切な情報の取り扱いを図ります。
ご利用中の様子については、「介護明細」における正確なわかりやすい記録を通し、必要に応じ「情報の開示」にもお応えできる物へと改善を図ります。
- (2) 利用時に於ける対応の不備や不足に対する苦情・要望を、「苦情」として取り扱

い正確な記録を残し改善策を講じることで、サービスの質の改善へ繋がります。

V. 職員の資質向上に関して

改正された介護保険制度（新予防給付・地域支援事業など）の「制度の理解・動向に対する理解」や、「運動器の機能向上」に関してのより専門的な知識・技術の習得、介護事故防止・情報保護に関してのリスクマネジメント、事業所内に於ける感染症の予防等、各職種に必要と思われる内容について研修への参加を通し専門性の向上に努めます。また内部における伝達研修を行い職員全体の資質向上を図ります。

事業名： 巡回デイサービス『いきいきクラブ』

平成17年度から始めた事業ですが、更に地域の方々にとって「身近な事業」として内容の充実を図り、「介護予防」を生活の中で図っていくことが出来るよう支援していきます。

「健康チェック・体操・運動・ゲーム・食事・送迎（希望者のみ）」のサービスを、週1回、10:00～13:00に行います。

【利用料金：1回につき¥600、送迎料金：片道¥100】

実施形態の見直し・内容の充実

- ・平成17年度に於いて北仙台コミュニティーセンターと、東勝山つどいの家で行ってききましたが、18年度に於いてはこの2ヶ所を統合して『毎週木曜日』の週1回、「北仙台コミュニティーセンター」にて行います。
- ・開始当初からの目的であった「楽しみながら介護予防を」を継続し、「引きこもり予防」「運動習慣作り」へと繋げていきます。「体操や運動・アクティビティー」などメニューの充実を図ると共に、更に参加者の自主性を引き出せるプログラムを作ります。
- ・地域包括援センターとの連携を図り、各福祉サービスに関する情報提供の場としても活用します。

今後も更に地域に根ざし、また開かれた事業の展開を目指します。

事業名： 双葉ヶ丘地域包括支援センター

重点項目

18年度より事業が開始される「地域包括支援センター」の目的を理解し、高齢者の方々が住み慣れた地域で、その人らしい暮らしを続けるための地域包括ケアを実現できるよう、基盤づくりに努めます。

I. 目的の理解

① 共通的支援基盤の構築

- ・ 地域に、総合的、重層的なサービスネットワークを構築できるよう、有識者等の助言を頂きながら、その基盤作りに努めます。

② 総合相談支援・権利擁護

- ・ 高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援につなぐよう努めます。
- ・ 虐待防止など高齢者の権利擁護に努めます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ・ 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援することに努めます。

④ 介護予防ケアマネジメント

- ・ 介護予防、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行なうよう努めます。

- 上記、目的を理解考察し、どのようなサービスを利用すべきか悩む地域の皆様に、相談からサービス調整まで「ワンストップサービス」の拠点となるよう努めます。

II. チームアプローチの実行

- 職員が互いに情報を共有しセンターの業務全体をチームで支える「協働性」の視点を持ち、各専門職が支援の目標に向かって連携して対応するよう努めます。
- 情報の共有のため、対象者ごとに個人ファイルを作成します。また、個人情報の保護について徹底を図ります。

III. 職員の資質の向上

- 新制度を理解し、また業務を円滑に遂行するために情報の収集に努め、研修会にも積極的に参加いたします。

★職種別項目

職種名： 主任介護支援専門員

I. 包括的・継続的ケアマネジメントの体制の構築

- 行政、医療機関等の関係機関との連絡体制の構築に努めます。
- 地域の保健、医療、福祉サービス等に関する情報の収集及び提供を行います。
- 地域ケア会議等、介護保険以外のサービス提供が必要な高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整、地域ケアの総合調整の活動推進に努めます。
- ボランティア活動、NPO等によるサービス提供、地域の助け合いなどのインフォーマルサービスと協力・連携できる体制づくりに努めます。
- 支援の一貫性を保ち、継続的ケアマネジメントが実施できるよう、主治医を中心とする病院、施設と在宅の連携に努めます。

II. 介護支援専門員に対するケアマネジメント力向上支援

- 担当地域の介護支援専門員や居宅介護支援事業所の把握や、必要に応じた援助を行います。
- 施設、病院と在宅との連携、他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築に努めます。
- 介護支援専門員に対し、相談窓口の開設や様々な機関が行う研修の情報提供を行います。

職種名： 保健師

I. 介護予防ケアマネジメントの実施

- 利用者の自立に向けた、目標志向型プランの作成に努めます。
- 多様な社会資源を活用し、包括的・継続的な地域生活支援の実現に努めます。

II. 特定高齢者の把握

- 地域の関係機関とのネットワーク構築、アウトリーチ活動により、生活機能低下の危険性がある高齢者の早期発見に努めます。

職種名： 社会福祉士

I. 地域包括支援センター業務内容の理解と取り組み

- 保健・医療・福祉全般に関する総合的な相談に対応できるよう努めます。
- 認知症、消費者被害等の相談に対応できるよう権利擁護に関する知識の習得に努めます。

Ⅱ. 地域の把握、ネットワークの基盤作り

- 定期的な訪問を実施し、地域住民の実態やニーズの把握に努めます。
- 地域の社会資源の把握に努めます。
- 地域ネットワーク会議を開催し、地域の各関係機関と「顔の見える関係作り」を目指します。
- 個人情報の取り扱いについてご利用者に明確に説明し同意を頂くと共に、個人データの管理方法を徹底します。

事業名： 双葉ヶ丘居宅介護支援センター

重点項目（施設全体・事業全体）

介護保険制度の基本理念である「できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるよう支援する」ことが実行できるよう、適切なケアマネジメントに努めると共に、職員の資質向上に努めます。

I. 介護保険制度改正の理解と説明

- 18年度より施行される介護保険制度改正点を理解し、ご利用者に分かりやすく説明することに努めます。

II. 新予防給付ケアマネジメントの実施

- 「介護予防」の考え方を理解します。
 - 一貫性・連続性のある「総合的な介護予防システム」が確立できるよう地域包括支援センターと連携を図ります。
- 新予防給付の創設について理解し、適切なケアマネジメントに努めます。
 - ① アセスメント
 - ・ ご本人やご家族と面接しながら生活機能低下の背景・原因および課題の分析に努めます。
 - ・ ご本人の生活行為に視点をおき、ご本人自身が生活機能が低下している行為に気づき、改善や意欲を引き出す機会になるよう努めます。
 - ② 介護予防ケアプランの作成
 - ・ 生活不活発病を改善し、「活動と参加」の意欲を高めることができるようなプラン作成に努めます。
 - ・ そのために「目標とする生活」を具体的にイメージし、これに基づいて目標を設定します。
 - ・ ご本人のセルフケア、ご家族の支援、インフォーマルサービス、介護保険サービスまたは地域支援事業を支援計画に盛り込みます。
 - ③ サービス担当者会議
 - ・ ケアプラン作成・変更時に開催し、共通理解に努めます。
 - ④ モニタリングと評価
 - ・ ご本人の日常生活能力や社会状況等の変化によって課題が変化していないかを継続的に把握し、必要に応じてケアプランを見直します。
- 関係機関、サービス事業者、主治医との連携を図ります。

Ⅲ介護給付ケアマネジメントの実施

- 介護予防ケアマネジメントと同様に I C F の視点を持ちながら適切なケアマネジメントに努めます
 - ① アセスメント
 - ② サービス計画の作成
 - ・ 全員に対して居宅介護計画を説明し同意を頂き交付します。
 - ③ サービス担当者会議
 - ・ 新規、更新、区分変更時はサービス担当者会議の実施に努めます。
 - ・ やむを得ず実施できないときは、サービス照会を行いません。
 - ④ モニタリング
 - ・ 月 1 回以上の訪問を実施し、モニタリングの結果を記録します。
- きめの細かいケアマネジメントが実施できるよう適正な人員配置にいたします。
- 多種多様のサービス提供事業と連携を図り、公正中立な支援を実施します。
- 主治医など医療関係者との連携を強化し、情報を共有しながら在宅医療の体制整備につなげます。

Ⅳ. 職員の資質の向上

- 制度を理解し、また業務を円滑に遂行するために情報の収集に努め、研修会にも積極的に参加いたします。
- 職場内事例検討会を通し、職員の資質向上に努めます。

事業名 : 看護師

★重点項目（施設全体・事業全体）

I. 危機管理体制の強化と安全の確保

- 誤嚥、転倒、脳卒中、心筋梗塞などの急変、緊急時の対応を迅速、かつ適切に行います。
家族への連絡を密にし、主治医、医療機関との連携を図ります。
- マニュアルの見直しを図り、利用者の安全性を重視します。
(寶樹苑・清涼苑・双葉ヶ丘デイ)

II. 誤薬防止

- 内部研修会、勉強会等で誤薬に対する職員意識の啓発に努めます。
- ヒューマンミス、コミュニケーションミスを防ぎ、職員一人、一人が集中し、確実な与薬に努めます。
- 誤薬防止マニュアルを作成し、防止と対応を図ります。
(寶樹苑・清涼苑・双葉ヶ丘デイ)

III. ターミナルケアの充実

- 介護施設で人生最期を迎えたいと希望する利用者が増えており、ターミナルケアの対応を再度見直し充実したものにします。
- 本人と家族の意思確認（本人が意思を表出できる時期にターミナル期について意思を確認しておくことも必要）から、ターミナル導入、ケア、家族の支援に至まで、全職員が細やかな気配りで対応します。
(寶樹苑)

IV. 感染症管理体制の強化

- 集団生活の中でインフルエンザ、疥癬、結核、MRSA等の感染性疾患に対する危機意識を持ち、予防、発生時の迅速な対応に努めます。
- 苑独自のマニュアルを作成し、感染予防、感染の拡大防止に努めます。
(寶樹苑・清涼苑・双葉ヶ丘デイ)

V 職員教育

- 外部研修に参加し、看護技術、最新の医療情報を修得、介護保険改正の中の看護師の役割などを学び自己研鑽に努めます。
- 内部研修・外部研修で得た情報は、他職種へ提供し、職員全体のレベルアップに繋がります。

- 外部から講師を招いて講演をします。
- 医務室ミーティングを継続実施します。
(寶樹苑・清涼苑・双葉ヶ丘デイ)

VIリハビリの充実

- 理学療法士、看護師による身体機能の維持及び低下防止に努めます。
- リハビリ担当者会議を実施し、介護職と利用者の身体機能状況を共有し、日常生活動作に反映させます。又、家族の相談に応じます
- 各利用者の状態、ADLの変化を的確に把握して、リハビリメニューを作成し、実施、残存機能の活用と廃用症候群の予防に努めます。
(寶樹苑)
- ADL維持、低下防止を目的にリハビリ体操など生活リハビリを行います。
(清涼苑・双葉ヶ丘デイ)

事業名： 給食・配食サービス

★重点項目（施設全体・事業全体）

I. サービス内容の充実を図ります

- (1) 介護食に取り組みます
 - ・ ご利用者の重度化、誤嚥を軽減させる為、食形態に配慮した介護食の提供に取り組みます
 - ・ ご利用者の食事介助を通して、飲み込みや、摂取状況を把握し、誤嚥しにくい食形態について学びます
 - ・ 誤嚥が認められるご利用者には、他職種共同により摂食、嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成して対応します
- (2) ケアマネジメント業務の充実を図ります。
 - ・ 医師の指導にもとづいた栄養ケア計画書を作成し、他職種との連携を深め、ご利用者の栄養改善、個々の身体状況に合わせた食事提供に努めます
 - ・ ご利用者、ご家族との対応を密に行う為、栄養士業務の分担を行い、これまで以上に積極的に関わっていくよう努めます
- (3) 帳票類の迅速、かつ正確な記録の充実を図り、保管場所等の整備を行います
- (4) 衛生管理の徹底を図り、食中毒三原則に努めます

※行事食

選択食	月2回（主菜・主食／デザート等）
にぎり寿司	年4回
麺	月1回（温麺）／隔月1回（ラーメン）
バイキング食	年1回
夏祭り	
敬老会	
新年会	

II. 地域に根ざしたサービス提供に努めます

- (1) 巡回デイ、サテライトデイとの関わりを深めます
 - ・ 食事担当職員の顔を覚えていただき、お客様との信頼関係を構築する為、定期的に訪問し、こまめに情報交換を行います
 - ・ 食中毒等介護事故については、関係機関との連絡調整を素早く行い、早期対応を心がけます

Ⅲ. 自己研鑽に努め、知識と技術の向上を目指します

- ・調理技術の向上、プロ意識を育てる為、職員一人一人が確固たる目標を設定し、同じレベルで業務に携われるよう技術向上を目指します
- ・外部研修、視察研修等にも積極的に参加し、情報収集や自己研鑽に努めます。
- ・介護食に取り組む為、定期的に勉強会を開催し、試食会等を通して関係部署とも調整を図り、飲み込みやすい形態について学び工夫します

事業名： 南光台“日だまりの家”デイサービスセンター

★重点項目（施設全体・事業全体）

サテライトという位置づけのため本部との報告・連絡・相談を密にし、業務の一本化に努めます。

I. 介護予防・自立支援の推進

- ご利用者の日常生活の自立を念頭においたサービスに取り組みます。一人一人の状態を把握し、個別に合わせた内容を提供します。軽体操のほか、家事（調理・片付け・買い物等）やこれまで行ってきた背景に着目し、日常生活の延長線上として組み入れていくことで活性化に役立てます。
- 新予防給付においては、アクティビティ（レクリエーション・創作活動等の機能訓練）に取り組み、生活機能の維持・改善へとつなげます。地域包括支援センターとの連携を図り、ネットワークの一つとして、地域にお住まいの方々の支援に努めます。

II. 地域社会に密着したサービスの整備

- 地域の催し物に参加するなど積極的に地域に出向くことも自立支援の一環として考え、地域社会と接点をもつ機会へとつなげます。
- 住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするために必要とされるサービスを検討していきます。
- 営業時間拡大として、土曜・祝日営業、お盆期間の営業を行うことにより、サービス内容の見直しを図ります。（年末12/31～1/2休業）

III. 職員の資質向上

- 外部研修やインターネット等での情報収集を行うことにより、介護保険制度改正の理解・把握、サービスの質の向上に努めます。
- サービスの見直しについて担当者間で常に検討し、職員の意識・サービスの質の向上につなげます。

V. 適切な情報の管理

- ご利用者の関わる情報（ケースファイル・ケアプラン・介護明細等）の適切な管理に努めます。
- ご利用中の様子については介護明細に正確に記録を残し情報開示の求めにも対応します。
- ご利用中における対応の不備や不満に対する苦情・要望は真摯に受け止め、改善を図りサービスの質の向上を目指します。

VI. 介護事故の防止

- 日々の対応の中から危険を予測し、ヒヤリハット報告にて記録・分析をしていくことで事故防止に努めます。
- 介護マニュアルの整備・見直しやケース検討会により職員の対応の統一を図ります。
- 万が一、事故が発生した場合は速やかに報告すると共に正確な説明に心掛けます。
また、職員全員で現場検証を行い、事故分析し、周知徹底に努めます。

事業名： 南光台“日だまりの家”居宅介護支援センター

★重点項目（施設全体・事業全体）

平成18年度に改正される介護保険制度の理解・把握を行い、ご利用者の状態の特性を踏まえながら自立した生活につながるよう支援すると共に、ご利用者へのわかりやすい説明に努めます。

I. 新予防給付ケアマネジメントの実施

- 介護保険制度改正に伴い、新たに創設される新予防給付の理解・把握に努めます。また、地域包括支援センターと連携を図り、地域のネットワークを活用し、生活機能の維持・向上につなげます。
 - ① アセスメント（生活機能が低下した原因・課題を分析）

ご利用者との協働作業としてコミュニケーションを重視しながら、生活機能が低下している行為に気づき、改善や自立への意欲を引き出す機会となるよう努めます。
 - ② 介護予防ケアプランの作成

ご利用者が今後どのような生活を希望しているかについて話し合い、目標とするイメージに基づいたプランを作成します。また、個々に合ったサービスが提供できるよう情報収集を行い、意欲の増進につなげます（セルフケア・家族の協力・近隣者見守りや支え・介護保険サービス・地域支援事業等）。
 - ③ サービス担当者会議

ケアプラン作成・変更時に開催し、共通理解に努めます。
 - ④ モニタリングと評価

ご利用者自身の日常生活能力や社会状況等の変化により課題が変化していないかを継続的に把握し、必要に応じてケアプランを見直します。
 - ⑤ 関係機関、サービス事業者、主治医との連携を図ります。

II. 介護給付ケアマネジメントの実施

- 介護保険制度改正への理解と情報把握に努めます。また、地域包括支援センターと連携を図り、ご利用者の特性をふまえ、自立にむけた支援を行います。
- 要介護認定や認定の更新があった場合において、サービス担当者会議の開催、もしくは担当者に対する照会により、居宅サービス計画の内容について意見を求め、生活ニーズの把握と適正な支援の導入につなげます。
- 全員に対して少なくとも月1回の居宅訪問を実施します。
- 全員に対して居宅サービス計画を説明し、同意を頂き交付します。
- 1ヶ月に1回、居宅サービス計画の内容について実施状況の把握と結果を記録します。

- 主治医など医療関係者との連携を強化し、情報を共有しながら在宅医療の体制整備につなげます。

Ⅲ. 職員の資質向上

- 積極的に研修会等に参加し、制度改正に伴う情報を収集し、ご利用者へ正確な情報提供に努めます。
- 法人内事例検討会を通し、職員の資質向上に努めます。

事業名： 本部 総務（総務・業務）

★重点項目（施設全体・事業全体）

I. 各事業の安定経営及びスムーズな運営に向けた取り組み

- ・予算の適正執行に努めます。また、各事業におけるコスト削減を恒常的に取り組みます。併せて、全職員に「経営」の意識を定着させるための広報、各種会議の結論や事業関連外部情報の速やかな周知を勧めます。
- ・各事業がスムーズに運営されるよう、常に各事業所との連携を図ることに努めます。
- ・物品購入システムを見直し、各部署が本来業務に集中できる環境実現を目指します。併せて、相見積もり・入札の質を高め、コスト削減に努めます。また、各契約について相見積もりや金額見直しなどを行い、コスト削減に努めます。
- ・各事業の適性配置人員の見直しを行い、人件費率の中長期目標の確率を目指します。併せて、各事業間・部署間の協力体制を確立し、人員の効率的活用を目指します。
- ・特に新規事業については、当該事業の職員が集中して業務に当たれるよう支援に努めます。

II. 設備・備品の管理システムの整備と効率的な運用

- ・全ての部署で、業務の効率化に向けた設備・備品・使い方についての問題点及び改善点の洗い出しを行い、経費削減とサービスの質向上に繋げるよう努めます。
- ・営繕年間カレンダーに基づき、保守・点検の管理を強化し、業務に支障をきさないように努めます。また、必要性・頻度・契約金額等について検討し、効率性も追求します。
- ・一部保守業務について、管理面・経費面を考慮しながら、委託から直営への切り替えも選択肢として検討していきます。

III. 法人全体の組織体制の強化

- ・法人全体の職員が各種情報を共有し、個々の業務はもとより事業全体の運営に対しても理解と問題意識を持つように努めます。各種会議や指示系統のあり方を見直し、会議における迅速な意思決定と周知の徹底に努めます。また、ジョイン・ギアの有効活用を強めます。

事業名： 本部 事業推進

★重点項目（施設全体・事業全体）

I. 新規事業の立ち上げ支援及び、運営・経営状況の確認、支援

- ・平成17年度立ち上げ予定のサテライト事業・巡回デイ等に関して、責任者・担当者等と協議し、実施までの準備体制の整備、ご利用者確保等の支援を行います。また、事業開始後もサービス提供状況や、運営・経営状況を確認して、必要に応じて支援することで、円滑な運営、健全な経営を行えるようにします。

II. 新エリア事業の拠点施設の建設及び、実施準備

- ・新エリアに平成18年度よりサービスを開始を予定している小規模多機能拠点の施設の整備を進めます。
- ・施設整備と平行して、実施するサービス（ソフト面）の実施体制の整備を図ります。（担当職員の研修、勉強会等）

III. 法人全体の研修計画の立案・実行

- ・役職別・経験年数別等の研修プログラムの作成及び実施を行い、職員それぞれの立場にあったスキル向上・意識向上を図ります。
- ・年度後半より、17年度の実施状況・成果及び今後の課題等を考慮し、平成18年度法人研修計画案を立案し、研修体制（システム）の充実を図ります。

IV. 平成17年度検討分中長期計画の具体的実施計画の立案

- ・法人中長期計画（平成16年からの5カ年計画）に則り、平成17年度検討事項に関して、基本データの整備、ご利用者・地域ニーズの把握等を行い、具体的なサービス内容、採算性等を詰めていき、エリア長に実施計画案を提出します。

研修プログラム内容

①全体研修（6月を予定）

- ・福祉施設として最も大切な「サービス品質の管理」について考える研修会を外部講師をお招きし、開催する。その中で、法令遵守や各職種のプロとしてやらなければならない点等をご講義いただき、今後のそれぞれのサービスの質の向上につなげていきます。

②法人理念・H18年度事業方針周知（4月～7月）

- ・法人理念に関して、年度始めに各事業単位で説明、話し合いの場（フロア会議等）を設け、全職員が法人理念の精神を理解し、日々の業務に反映させます。合わせて、平成18年度の各自の該当事業や、法人全体の事業方針及び該当事業方針等についても職員全体が理解できるよう役職職員から説明を行います。

③2年目職員（介護職員）研修（6月～7月）〔正・準〕

- ・寶樹苑1F、2F・清涼苑・デイで、所属部署外（1ヵ所）研修を実施します。
〔2日間〕
- ・対象者は、前年度採用介護職員を予定。
- ・所属部署内の一通りの業務をこなすことができるようになり、余裕も生まれてくる時期でもあるので、担当フロア外への研修を行うことで、その職員の視野の広がり、他部署への理解、また、新たな発見を促します。
(全員行うか、希望者にするかは未定)

④中堅職員研修（3年目職員以降の役職以外の職員）〔正・準〕

○全体研修（8月）〔正・準〕

- ・中堅職員としてのコミュニケーション能力（職員間）の重要性を考える研修会を開催し、配属部署内の円滑な業務運営及び、他職種、他部署との円滑な関係を築き、サービスが向上できるようにしていきます。

○施設（双葉ヶ丘）外事業体験研修(9～11月)〔正・準介護員〕

- ・双葉ヶ丘の施設以外で事業を展開しているサテライト事業、巡回デイ等を体験研修する機会を設け、新規事業や在宅サービスへの理解、その職員の視野の広がり、また、新たな発見を促していきます。(希望者中心)

○施設視察研修

- ・各部署（施設）が抱えている問題点の改善及び、新たな取り組みへの情報収集等の目的で、先進施設等を視察し、問題点の改善及び、新たな取り組みを円滑に進められるようにしていきます。また、自分の施設を離れ、他施設を見るこ

とでその職員の視野の広がりや、新たな発見を促していきます。

(役職者と合同)

⑤ 役職者研修 (リーダー～部長レベル)

○外部講師研修(10月)

- ・外部から講師を招き、部下の指導法、リーダーシップの発揮方法等、所属部署をまとめる上で必要となる知識・技法を習得し、実際の現場に生かせるようにします。

○施設視察研修

- ・各部署(施設)が抱えている問題点の改善及び、新たな取り組みへの情報収集等の目的で、先進施設等を視察し、問題点の改善及び、新たな取り組みを円滑に進められるようにしていきます。また、自分の施設を離れ、他施設を見ることでその職員の視野の広がりや、新たな発見を促していきます。

(中堅職員と合同)

○外部研修の参加

- ・職種としての専門性の向上、事業運営ノウハウの取得、マネジメント能力向上等個々の事業の特性やその職員の習得状況に合わせて、専門性の高い外部研修に参加し、必要な技術・知識の習得や意識の向上を図ります。

特定の事業やサービス内容で担当者が明確になっている場合は、その役職職員を中心に計画的に研修に参加してもらい、事業促進、サービス内容の改善を図ります。

⑥ 管理職研修 (施設長レベル)

○外部講師研修(10月)

- ・外部から講師を招き、経営のノウハウ(収支の改善、運営管理のポイント、職員の育成方法等)を習得し、経営の安定化を図れるようにしていきます。

○外部研修の参加

- ・様々なマネジメント能力(リスク・職員育成等)、サービス改善、経営の健全化等の管理職として必要とされる知識・技法を習得し、実際の施設管理等に生かせるようにします。

特に新たに開始する事業や大幅なサービス改善を必要とされる重要な事業等で率先して取り組まなければならないようなものに関しては、計画的に研修に参加し、その成果を事業の構築及び、職員の指導、円滑な運営等に反映させます。

⑦ 1年目職員研修 (5月)

- ・高齢者(ご利用者)との関わりについて、高齢者権利擁護の専門家の外部講師(ビデオ)による内部研修を開催し、高齢者施設職員としての自覚を高めるようにしていきます。

ます。

⑧新卒者（平成 18 年度採用 4～10 名前後）研修（1～3 月）

- ・研修配属部署での実務研修を行い、通常の業務に必要な実務技術の習得と、それぞれの施設（事業）のサービス内容や役割を理解し、早い段階で、当法人職員の一員となれるようにしていきます。
- ・実習期間中の記録用紙及び、報告書等の統一を図り、管理体制を明確にすることで、法人全体としての新任職員の教育状況を把握し、より効率的な新任職員教育が図れるよう改善していきます。

事業名： 実習・ボランティア・レクリエーション関連

★重点項目（施設全体・事業全体）

I. アクティビティーの充実を図ります。

- 音楽療法、レクリエーション、認知症予防等の研修に積極的に参加すると共に、他方面からの情報収集を行い活動の実施に反映させます。
- 各施設の枠にこだわらず、気軽に参加出来る環境を設定すると共に、苑内から苑外へと活動範囲の拡大に努めます。
- 御利用者のニーズに添った楽しめるレクリエーションを企画実行します。
- アニマルセラピーを年4回実施します。
- 前年度に引き続き認知症予防に取り組みます。専門学校、大学の学生によるボランティア活動を通してのネットワークづくりを発展させ、最新の情報を収集し活動に活かします。
- 高森サーラ保育園（年8回交流予定）、子供会、小学校、中学校、高等学校等、幅広く受入を行い地域及び世代間交流を実施します。

II. 社会資源の有効活用に努めます。

- 多方面にわたりボランティア活動への参加をよびかける。
- ボランティアの受入体制の強化を図り、継続していただけるボランティアの育成に努めます。
- ボランティアとの交流により、日常生活の活性化を図る。

III. 社会的機能の強化。

- ホームヘルパー・介護福祉士・社会福祉士・インターンシップ・介護体験学習等の実習生を積極的に受入、次世代を担う専門職を育成し、社会福祉事業に従事しようとする人材の育成に貢献します。又、実習生を受け入れる事により指導する事で得られる職員の成長や、自らを見つめ直す効果をねらい活動していきます。

事業名： 介護事故防止委員会

★重点項目（施設全体・事業全体）

I. 介護事故防止＝リスクマネジメントへの取り組みの強化

サービス提供の中で実際に事故が発生している状況に対し、「事故を防いでいく事の重要性、またその責任」について改めて職員への意識付けを進め、法人全体としてのリスクマネジメントへの取り組みの質の向上を図ります。

- ・通常行われているケア（食事・入浴・排泄・服薬）に関する基本的な手順や注意点をまとめた「マニュアル」を全職員に周知・徹底します。
- ・各事業者毎に起こる可能性や、起こっている頻度の高い事故に対して、より具体的なケア方法の見直しを含めたマニュアル・フローチャート（実施担当者を明確にした物）の作成を進めます。
- ・引き続き「事故・ヒヤリハット報告」の提出を行い、事故を未然に防ぐための気づきを養うためのツールとして活用します。またその気づきを基に「事故想定リスト」を作成し事故の未然防止体制を強化します。

II. 委員会運営方法の見直し

毎月1回定例で行っている委員会に加え、発生した事故にタイムリーに対応できる体制を作ります。

- ・定例の委員会に置いては、発生した事故に対しより視野の広い視点・客観的な視点で要因の分析・改善策の検討を行います。また今までの委員会メンバーに加え第3者委員（外部の方）を1名選任し参加頂く体制を作ります。
- ・各部署に置いては、毎月の会議の場に置いて必ず介護事故関連の話し合いを持ち、委員会で取り上げられた内容の周知と、改善策の検討・具体化を図ります。
- ・重大な事故が発生した場合は、定例の介護事故防止委員会を待たず、関係部署の施設長が中心となり「緊急事故防止委員会」を開き、「現場の検証・正確な情報の整理、記録・要因分析・改善策の検討」を行います。それにより改善策実施までの迅速化に繋がります。

III. 記録内容の充実

発生した事故に対しての正確かつ客観的・具体的な情報の記録に努めると共に日常のケアに関する記録「介護明細」「看護記録」「相談記録」等の充実化を進め、事故発生の予測・未然防止策の気づきへと繋がります。

- ・事故報告書については具体的（いつ・誰が・どこで・何を・どのように）に記録をす

ると共に、第3者が見ても状況がわかりやすい文章を心がけます。

- ・必要に応じ「介護明細」「事故報告書」等情報開示を進め、迅速かつ丁寧な情報提供に繋がります。

IV. 職員・職種間の連携強化

定例の委員会に置いて各職種の職員がそれぞれの専門的な視点からの意見を活発に交わすと共に、日常のサービス提供時に於いてもそれぞれの視点から予測される介護事故について意見交換・情報の共有を図り、早い段階で未然防止策を講じる事のできる体制を整えます。

また情報共有の段階に於いては「事故想定リスト」に基づき、フロアー会議・ユニット別会議の場で確認し合い、各職種職員が共通の認識をもって対応する事へ繋がっていきます。

V. 身体拘束廃止委員会・苦情解決第三者委員会との連携

引き続き各委員会との連携を継続し、ご利用者・ご家族・地域の声・要望・苦情をサービス改善や事故防止の情報源として役立てていきます。また事故防止のためと安易に「身体拘束」を実施することなく事故を防ぐ方法を検討します。

万が一「緊急や無を得ない身体拘束」を実施しなければならない場合は「身体拘束廃止委員会に於いて慎重に対応策を検討します。

事業名 : 身体拘束廃止委員会

★重点項目（施設全体・事業全体）

I. 「身体拘束ゼロ」への取り組みの継続

法人全体として、「身体拘束をしない」ことへの意識付けの強化を図り、身体拘束がもたらす「身体的・精神的・社会的弊害」の理解を進めます。

- ・各種外部研修等への参加を通して、身体拘束に関する知識の向上を図ります。
「高齢者の権利擁護・虐待ゼロ」などより幅広い視点を持って取り組めるよう理解を進めます。

昨年度までの取り組みを継続し、法人としての「緊急やむを得ない身体拘束の基準」の内容の見直し・質の改善を進めます。

- ・毎月の委員会において、新たに追加する内容や訂正を要する内容について検討し、より厳しい視点での校則廃止に取り組めます。

介護事故防止との密接な連携により、安易に拘束へと繋がらないようご利用者の安全を確保するための対策を検討します。

- ・ご利用者の身体状況・生活の状況・発生している事故やヒヤリハットの理解・分析を通し介護事故防止を図るための対応策が、安易な身体拘束へと繋がっていないか・他にできる対策は無いかなを検討します。

II. 緊急やむを得ない身体拘束の実施について

「緊急やむを得ない身体拘束」を実施する場合は、実施に関する「フローチャート」に沿って適切な対応を行います・

- ・「拘束に至った経緯、事故発生と改善策・その後の経過、現在の生活状況、緊急や、無を得ない拘束の内容、実施期間（出来る限り短期間）」などの記録を、正確にまた第3者が見てもわかりやすい形で行い、必要に応じ情報開示にも対応できる体制を作ります。
- ・拘束の実施や解除にあたっては、定例の委員会の他、ご利用者のカンファレンスや該当部署での各種会議に置いて取り上げ「出来る限り短い期間での実施・解除」となるよう改善策の検討を常に進めます。

III. 介護事故防止委員会・苦情解決第三者委員会との連携

引き続き各委員会との連携を継続し、ご利用者・ご家族・地域の声・要望・苦情をサービス改善や事故防止の情報源として役立てていきます。

- ・介護事故防止委員会と同様に、より幅広く客観的な視点での取り組みとなるよう
今までの委員会メンバーに加え、第三者委員（外部の方）を1名選任し参加して
頂く体制を作ります。

事業名	： 苦情解決第三者委員会
-----	--------------

I. ご利用者・ご家族の意見・要望・苦情に対し、誠意を持って対応致します。

- ・地域の民生委員2名、法人監事1名の苦情解決第三者委員会を設置し、苦情等に対して迅速かつ誠意を持って対応致します。
- ・2ヶ月に一回の委員会を開催し、苦情・要望・事故について報告・意見交換を行い、適切な対応を行います。
- ・施設内にご意見箱を設け、日頃気付いた点・ご意見を集めます。また、職員に相談や要望として出されたものについても、苦情と同じように扱い、迅速な対応を心掛けます。
- ・各事業ごとに「お客様アンケート」を実施し、結果を職員全体に報告し、問題点や改善について検討し、回答や改善案を策定いたします。また、集計結果を広報誌「かけはし」に掲載することで公表いたします。

II. 事故防止委員会・身体拘束廃止委員会との連携を図ります。

- ・苦情解決第三者委員会においても、事故防止・身体拘束廃止委員会に報告された事例を検討し、ご利用者及びご家族の要望・苦情などにつながるものがあるかどうかを検討し、サービスの質の向上、苦情の減に努めます。

事業名 : 安全衛生委員会

I. 職員の健康障害の防止・健康の保持増進

- ・各部署から安全衛生委員を1名選出し、エリア長、産業医、衛生管理者を含めて安全衛生委員会を設置し、2ヶ月に1回委員会を開催します。
- ・各部署から環境面・衛生面・設置面・安全面について意見・要望を持ち寄り、意見交換を行います。
- ・安全衛生委員会は、年1回、苑内を巡回し、健康障害及び労働災害の原因となるものがないか検討します。
- ・職員の健康についての相談に応じ、適切な対応を行います。
- ・衛生管理者は、月2回の定期苑内巡視を行い、職場環境・職員の健康管理に注意します。

II. 喫煙の害の周知徹底、禁煙に向けた取り組み

- ・分煙器の使用について、現在使用している分煙器（3台）の正しい使用法と喫煙マナーについて指導を行います。
- ・喫煙場所、時間について検討します。